

公 告

公共下水道東野東汚水幹線〔第2工区〕築造工事について、次のとおり制限付き一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成20年9月18日

春日井市長 伊 藤 太

1 制限付き一般競争入札に付する事項

(1) 件名

公共下水道東野東汚水幹線〔第2工区〕築造工事

(2) 場所

春日井市菅大臣町外1町地内

(3) 工期

契約締結日の翌日から平成21年3月13日まで

(4) 工事概要

工事延長 L=383.6m

◎300mm NS形ダクタイル鋳鉄管布設工 1=338.4m

◎300mm塩ビ管布設工 1=50.0m

◎250mm塩ビ管布設工 1=42.6m

空気弁 2箇所

仮設工 一式

付帯工 一式

(5) 予定価格及び最低制限価格

ア 予定価格 50,592,150円（税込）

イ 最低制限価格 40,473,300円（税込）

2 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件工事の制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 20 年度及び 21 年度の春日井市入札参加資格審査申請者のうち、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）の規定に基づく土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者で、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 5 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を制限付き一般競争入札参加申込の日（以下「申込日」という。）から当該工事の落札決定までの間に、受けていないものであること。
- (3) 申込日から当該工事の落札決定までの間において、「春日井市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成 20 年 3 月 13 日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 春日井市内に契約締結先を有し、法第 3 条の規定に基づく許可を受けた本店を春日井市内に設置している者で、営業年数が 3 年以上であること。
- (5) 申込日に 1 年 7 か月を経過していない審査基準日の総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値が、650 点以上であること。
- (6) 法に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置することができること。
- (7) 平成 17 年 4 月 1 日以降において、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び事業団に限る。）発注の土木一式工事について元請として 1 件が 2 千万円（JV 工事は、出資割合が 20% 以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。）以上の施工実績を有する者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 入札参加申込

制限付き一般競争入札に参加を希望する者は、春日井市のホームページに掲載してあ

る事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）に必要事項を記入、押印の上、同じものを2部提出先へ持参すること。その際、提出のあった入札参加申込書1部に受付印を押して返却するので、それを入札参加申込書の控として設計図書の配布時及び入札時に持参すること。

(1) 入札参加申込書の配布期間及び提出期間

平成20年9月18日（木）から同月25日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）

(2) 提出時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出先

春日井市総務部総務課

4 設計図書を示す場所及び日時

本工事に係る設計図書の縦覧及び配布を次のとおり行う。

(1) 縦覧場所

春日井市財政部管財契約課

(2) 縦覧期間

平成20年9月18日（木）から同月25日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 設計図書の配布

設計図書はMOディスクで配布する。希望者は、入札参加申込書を提出後、平成20年9月25日（木）午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）にウィンドウズ初期化済MOディスク（640メガバイト以下）と入札参加申込書の控を財政部管財契約課へ持参し申し込むものとする。

(5) 設計図書に対する質問又は回答

制限付き一般競争入札に参加申込をした者で設計図書に対する質問がある場合には、平成20年10月1日（水）正午までに春日井市上下水道部下水建設課へ文書により提出するものとする（必着）。質問に対する回答は、提出期限から6日以内に

書面で通知する。

5 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

春日井市役所 地下1階 入札室

(2) 入札日時

平成20年10月14日（火）午後1時25分から午後1時30分まで

(3) 開札日時

平成20年10月14日（火）午後2時

6 入札保証金

春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）第11条の規定により免除する。

7 入札参加資格確認申請書等の提出

制限付き一般競争入札に参加申込をした者は、春日井市のホームページに掲載してある[事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書](#)及び関係書類（以下「資格確認申請書等」という。）を次のとおり作成し入札時に提出しなければならない。

(1) 提出する資格確認申請書等

ア 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

イ 建設業許可通知書の写し

ウ 経営事項審査の総合評定値通知書の写し（申込日に1年7か月を経過していない直近のもので発行者の印影のあるもの）

エ 第2項第7号の工事を施工し、完成させた実績が確認できるもの（検査結果通知書の写し、履行証明書、工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等のうちいずれか一つ）

(2) 提出部数 1部

(3) 提出された資格確認申請書等は、申請者に返却しない。

8 入札の執行

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書を提出するもの

とし、工事費内訳書の提出がない場合及び第7項に規定する資格確認申請書等の提出がない場合は、無効とする。

(2) 入札に参加する者が1者である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

(3) 落札決定に当たっては、入札後に入札価格の低い者から順に資格確認申請書等で、入札参加資格の確認を行い、最初に資格を有すると認められた者を落札者と決定する。

なお、その際に、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(4) 入札の回数は、1回とする。

(5) 入札に参加する者は、春日井市入札者心得書（平成4年5月1日施行。以下「心得書」という。）の入札書及び入札参加申込書を持参するものとする。

9 契約書作成の要否 要

10 入札の無効等

第2項の規定による入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに心得書等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、落札者以外の者に係る入札参加資格の確認は入札日以後に行い、資格無しと認められた場合は、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適格通知書で資格のない旨通知する。

また、入札参加申込をした者であっても、申込後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者等入札時点において制限付き一般競争入札参加資格のない者の行った入札は、無効とする。

11 分割工事における諸経費の調整

本件工事は、公共下水道東野東汚水幹線〔第1工区〕築造工事との分割工事であるため、本件工事以外に上記分割工事を重複して受注した場合の諸経費については、契約締結後に受注した工事を合算して諸経費の調整を行い、減額が生じる場合は減額の

変更契約を行うものとする。ただし、本件工事の入札においては、諸経費調整を行わないものとして算出した金額を入札書に記載するものとする。

なお、変更契約の手続きについては、春日井市工事請負契約約款第 24 条によるものとし、変更額の計算方法は、次の式によるものとする。

変更額＝（本契約の工事と分割対象工事を併せた設計による諸経費）× {本契約の工事の諸経費 / （本契約の工事の諸経費＋分割対象工事の諸経費）} －本契約の工事の諸経費

12 その他

- (1) 工期は、事情により変更することがある。
- (2) 入札参加者は、本公告及び心得書を遵守するものとする。
- (3) 制限付き一般競争入札に参加を希望する者が営業停止処分を受けた場合において、営業停止期間中は、入札参加申込、入札等の営業活動はできないものとする。
- (4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、並びに「春日井市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、春日井市は一切の損害賠償の責を負わない。

13 問い合わせ先

春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地

春日井市総務部総務課総務担当（電話 0568-85-6067）

春日井市財政部管財契約課契約担当（電話 0568-85-6267）

春日井市上下水道部下水建設課工事担当（電話 0568-85-6356）